

第4章 計画の基本理念、基本目標及び重点事業

基本理念

誰もが 住み慣れたまちで 安心して 自分らしく
暮らせる 福祉のまちづくり

この基本理念は、本会が一貫して目指す組織理念であり、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けることを願って、これまでの取り組みをさらに充実・発展させるため、住民、関係団体、福祉関係事業者、行政、社会福祉協議会等、多様な主体によるネットワークの力で様々な具体的な施策や事業を通して、住民・当事者が主体となる「福祉のまちづくり」をみんなで進めることができる地域社会の実現を目指すものです。

この言葉には、以下のような意味を込めています。

だれもが	暮らすすべての人が(でも一人ひとりを大切に)
すみなれたまちで	生まれ育った人はもちろんのこと、移り住んだり、呼び寄せられた人にとっても
あんしんして	身近な人などだれかとの“つながり”を感じながら
じぶんらしく	だれかに認められ、自分の意思が尊重され
くらせる	役割や生きがいを持って生活を営む

基本目標

ともに生きる豊かな“なばり”をめざして

第3次地域福祉活動計画での実践を踏まえ、課題や方向性を整理し、前回の基本目標『ともに支えあう暮らしやすい地域づくり』を発展させ、『ともに生きる豊かな“なばり”をめざして』を目標に設定しました。

重点事業 1

「自分や家族が暮らしたい地域づくり」に向けた活動支援 (くらし応援ネットワーク事業)

現状と課題

- 平成29(2017)年度から平成30(2018)年度に、地域福祉推進懇談会を開催し、住民と一緒に「自分や家族が暮らしたい地域」について考え、地域での困り事を整理し、課題解決に向けた取り組みを進めてきました。今後は、さらに具体的な課題への対応を強化するため、各地域づくり組織にある福祉部会等との協働を進める必要があります。
- 平成20(2008)年4月に開始された、地域ささえあい活動は、令和元(2019)年11月現在、10組織となり、サロン事業及び配食事業と併せて、住民にとって自宅で暮らし続けるために必要不可欠な存在となっています。一方、事業の継続やその支援の担い手不足が顕在化していることから、他の活動団体との連携やその事業の在り方等について調査及び検討を進め、引き続き活動を継続させ発展させることが課題となっています。
- 核家族化の進展、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化しています。こうした状況の中で、保護者が共に支え合いながら子育てを行うこと、そして、その家庭を身近な地域でバックアップしていくことが必要になっています。
- 平成29(2017)年の社会福祉法人制度改革によって、「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務となり、市内各法人はその制度や分野の垣根を越えて、多様化かつ複雑化する地域の課題に対応すべく、その実践を展開しています。引き続き、各社会福祉法人が得意とする能力を持ち寄って、地域住民から寄せられる地域の課題や社会福祉法人の連絡会への加入促進に取り組む必要があります。

推進項目 1 身近な福祉課題の解決に向けた取組

急速な高齢化や地域での人と人とのつながりの希薄化などにより、解決が難しい個別の課題が地域に生まれ、様々な福祉課題を抱える人が増加しています。昔からお互いの顔が見えやすい地域もあれば、新興住宅で、これから住民同士のつながりを築こうとする地域もあります。地域担当職員が関係機関と連携し、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援します。

【取組内容】

①地域の課題解決に向けた取組支援(継続)

- ・平成29(2017)年度及び平成30(2018)年度に実施した地域福祉推進懇談会で出された地域課題を整理し、生活支援コーディネーターが支援につながりにくい様々な生活課題を受け止め、地域住民や地域の団体等と協働してその解決に向けた取り組みを行います。

②地域づくり組織の福祉部会等への活動支援(新規)

- ・地域づくり組織の福祉部会等への会議に地域担当職員が積極的に参画し、生活・福祉課題を把握し、一緒に考え、解決に向けて取り組みます。各福祉部会等での対応状況や参加要請に応じて活動を支援するとともに、状況により専門職・関係機関等への橋渡しを行います。

③子どもが地域で安心して過せる居場所(拠点)づくり支援(新規)

- ・共働き家庭の児童が増加し、子どもの見守りにつながる居場所(拠点)が必要となっています。集会所や市民センター等を活用した子どもの居場所(拠点)づくりを支援していきます。

【評価指標】

項目	現状値 平成31(2019)年 3月末	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
地域の取組 事業支援数	整理・分析	2事業	4事業	6事業	8事業	10事業
地域づくり 福祉部会等への 参画支援	現状把握	各地域福祉 部会活動把握・ 分析、逐次参画	15地域	15地域 (要請に応じ 参加)	15地域 (要請に応じ 参加)	15地域 (要請に応じ 参加)
子ども居場所 づくり支援数	未設定	15地域中 1拠点	2拠点	3拠点	4拠点	5拠点

推進項目 2 身近な地域で支えあう暮らし支援の取組

健康で体力のあるうちは、日々の暮らしに不便を感じることはあります。しかし、年を重ねることで、買い物、病院受診、食事の準備、ごみ出し等、普通にできていたことが難しくなります。個人や地域でのニーズの違いはありますが、身近な地域で、普段の暮らしを支えあう仕組みづくりを進めます。

【取組内容】

①地域ささえあい活動団体等への支援強化(強化)

・よりきめ細やかな情報交換と課題の共有及び解決を図るため、地域ささえあい活動連絡会においてテーマ別分科会を設置し、活動の更なる推進を図ります。

また、新たに地域ささえあい活動を検討している地域に対して必要な情報提供を行い、地域の実情に合わせて実施出来るように支援します。

・地域ささえあい活動が更に充実するよう、地域での活動者のフォローアップやボランティアの育成を目的とした研修会や講演会等を開催します。

②安心して暮らすための見守り体制の強化(継続)

・生活や健康面に不安を抱える方の社会的孤立の防止のために、救急医療情報キットを提供します。今後も必要とされる人の増加が見込まれることから、基礎的コミュニティの代表や関係団体等への周知・PRを図り、一人暮らし世帯等の見守り体制の強化を図ります。

【評価指標】

項目	現状値 平成31(2019)年 3月末	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
地域ささえあい 活動テーマ別 分科会の設置	未設置	テーマ別 課題検討	分科会運営 課題検討	分科会運営 課題検討	分科会運営 課題検討	分科会運営 課題検討
地域ささえあい 活動地域数	10地域	11地域	12地域	13地域	14地域	15地域
救急医療情報 キット利用者数	4,912名	5,100名	5,300名	5,500名	5,700名	5,900名

推進項目3　社会福祉法人が協働で取り組む公益的な事業の推進

地域における公益的な事業に関する情報交換や住民と社会福祉法人が協働する取り組みを進めるため「名張市社会福祉法人連絡会」を設置しています。今後は市内の社会福祉法人の加入促進を図るとともに社会福祉法人が中心となって、それぞれの組織が有する資源を活用し、地域の福祉課題に連携して取り組むための調査及び研究を進めます。一法人では解決が難しい地域の課題について、複数の法人、または地域の方々と協力し合うことで、課題解決につなげていくことを目指します。

【取組内容】

①社会福祉法人間における情報交換と連携の強化(強化)

- ・地域の社会福祉法人の強みを生かしたネットワークの取り組みを進め、法人間の更なる連携強化を図るため、未加入法人の加入促進に努めます。
- ・各社会福祉法人の専門性を生かし、地域住民との協働で地域課題の解決に向けた取り組み事例等による情報交換会を開催します。
- ・法人が連携し、実践している地域公益活動等の調査・研究を実施します。

【評価指標】

項目	現状値 平成31(2019)年 3月末	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
名張市社会 福祉法人連絡会 加入法人数	11法人	12法人	13法人	14法人	14法人	14法人
社会福祉法人 連絡会の開催	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
法人連携事業 の調査研究	未設定	他 地域の調査	取扱いテーマ の研究	企画・実施	評価・見直し	継続

重点事業 2

地域福祉の多様な担い手の育成・支援 (ボランティアセンター事業)

現状と課題

- 地域福祉を担う活動者の高齢化や支援ニーズの高まり等により、その担い手不足が顕著となっており、担い手の確保が出来ないことによる支援活動の中止や活動団体の解散等が散見されるようになりました。
- こうしたことから、生活支援コーディネーターとボランティアセンターが中心となり、地域福祉の多様な担い手を増やすとともに、その活動を支援する取り組みを推進し、住民がみんなで助け合い、支え合う活動を支援することが必要です。
- ボランティアセンターへ専任のボランティアコーディネーターを配置し、地域での見守り支援活動、地域ささえあい活動の担い手の育成、活動への支援強化を図る必要があります。
- 支援を必要とする人が抱えている問題を解決するには、専門的な知識・技術の習得だけでなく、実践的な対応が求められることから、活動者のスキルアップ研修の開催や地域活動のリーダーとなる人材の確保が重要になっています。
- 近年、未曾有の災害が頻発していることで、人々は改めてボランティア・住民活動の力を再認識し、社会的孤立や生活困窮など喫緊の課題についても、ボランティアや住民活動の力なくしては取り組めないことが明らかになってきています。
- 大地震や豪雨などの自然現象は人の力で食い止められなくても、災害による被害は自分たちの日頃の努力によって減らすことができます。自分の身は自分で守る、地域や身近にいる人同士が助け合う平常時からの取り組みが必要です。

推進項目 1 多様な担い手を確保・支援する取組

地域福祉活動団体やボランティアグループ等の活動に参加するきっかけとなる養成講座の開催やボランティアの活動状況を発信する場をつくるとともに、家庭・学校・地域において生活課題や福祉課題の解決に向けた地域福祉教育を推進し、次代を担う福祉人材の育成を進めます。

また、ボランティアセンターの相談機能を強化し、地域や個人からのあらゆる相談を受け止め、支援につなげる体制づくりに取り組みます。

【取組内容】

①“わかりやすい・楽しめる”ボランティア養成講座の開催(強化)

・企業等で働いていた人などが地域社会での生活を意識し、地域とのつながりが新たな生きがいとなることをわかりやすく、楽しみながら地域の中での役割をつくり、担い手となってもらえるボランティア養成講座を開催します。

②地域福祉活動の中心的な役割を担うキーパーソンのための研修企画・実施(新規)

・地域での福祉活動を進めていくためには、多くの人たちの参加・協力に加え、先頭に立って行動するリーダーが必要です。名張市民活動支援センターと協力し、現在その活動の中心的な役割を担っている人たちにも企画に加わってもらいながら、次世代のキーパーソンとなる担い手づくりを進めます。

③活動者を対象としたスキルアップ研修、交流会の実施(継続)

・配食、子ども・高齢者サロン、スクエアステップ・傾聴など地域でボランティア活動に取り組んでいる方々を対象に、さらにボランティアの幅を広げ、今後の活動に活かせるよう「参加型の学習スタイル」で研修会や交流会を実施します。

④福祉教育の充実と推進(強化)

・地域を挙げての福祉教育は、その地域の福祉力の向上をもたらすとともに、「ともに生きる」社会の実現につながることが期待されることから、地域における福祉教育の仕掛け役としての人材の発掘と、地域の多様な団体・組織と協働して取り組みを進めます。

・小学校における福祉教育では思いやりの心、気付きの心を育てる取り組み、中学校では、福祉制度の存在や名張市の福祉を知ったり、自分たちができることは何かを考える中で、市内の福祉協力校と協働して出前講座等の開催や、「夏休みボランティアプログラム」などのボランティア体験の場を提供します。

(次ページへ続く)

- ・名張市福祉協力校連絡会を開催し、市内小・中学校等へ福祉教育実践の情報共有を図り、高齢者・障がい者・子育て支援（名張版ネウボラ）などの福祉教育の充実に努めます。

⑤地域福祉活動実践の発表やボランティアの活動の場づくり（継続）

- ・ボランティアセンター運営委員会による団体間の連携の推進など、コーディネート機能を強化します。また、地域で活動している人や団体が活動を通じて多様な「つながり」をつくることが出来るよう「ふれあいフェスティバル」を開催し、連携・交流の場づくりを推進します。

【評価指標】

項目	現状値 平成31(2019)年 3月末	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
ボランティア養成 講座終了者数	172人	年50人	年50人	年50人	年50人	年50人
まちづくりキーパーソン 養成講座修了者	新規	企画・検討	年15人	評価	年15人	年15人
スキルアップ研修会・ 交流会の参加者	年5回 152人	年5回 150人	年5回 150人	年5回 150人	年5回 150人	年5回 150人
福祉教育等出前 講座回数及び 参加人数	年2回 141人	年3回 150人	年3回 150人	年4回 200人	年4回 200人	年4回 200人
ボランティア 登録者数	3,959人	3,980人	4,000人	4,020人	4,040人	4,060人
ボランティア 登録団体数	192団体	200団体	210団体	220団体	230団体	240団体



推進項目 2 多様な担い手の連携・調整機能の強化

現在の地域福祉活動を継続させ、発展させるには、その担い手の連携・調整機能を強化していく必要があります。地域で活動する団体やボランティアの活動が多様なニーズに対応出来るよう各種連絡会の開催や活動財源の確保に努めます。

【取組内容】

①地域の助け合い活動の拡充支援(継続)

- ・市内には、令和2(2020)年2月現在、82箇所のふれあいいきいきサロンが設置されています。気楽に集まれる交流拠点の存在は、地域の絆を認識することはもちろん、閉じこもりの予防、社会性の維持、定期的な見守りの場として活用され地域の助け合い活動のバロメーターとも言えることから引き続き拡充支援に取り組みます。
- ・ボランティアセンター運営委員会や各種連絡会を開催し、情報共有や地域福祉課題の解決に向けた連携・調整の強化に取り組みます。

②地域福祉活動を行う団体などへの助成・支援(強化)

- ・地域福祉活動助成金をはじめとした様々な助成金の情報発信の拡充を図るとともに、活動を継続していくまでの課題解決に向けて支援します。
- ・新たな地域課題となっている世代間交流や社会的孤立の問題等に対応した居場所づくりを企画する活動団体への支援メニューを提供します。
- ・団体のニーズや助成先の実績などを踏まえ、各助成金制度の課題を改善していくための取り組みを行い、団体が求める支援に合致した助成金制度になるよう改善します。
- ・本会の会費や共同募金運動(赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動)は、地域福祉事業を推進する上で大切な財源です。会費や募金に対する住民の関心を高め、社協会員や寄付の増強につなげていくために、住民、企業等への啓発活動の強化に取り組みます。

③共同募金運動と地域福祉推進強化のための配分の在り方の検討(新規)

- ・三重県共同募金会配分要綱等の見直しに伴い、地域福祉活動助成事業及び名張市共同募金委員会体制の在り方について関係機関と協議及び検討を行います。

【評価指標】

項目	現状値 平成31(2019)年 3月末	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
ふれあいいきいき サロン	80箇所	100箇所	105箇所	110箇所	115箇所	120箇所
地域福祉活動助成 の在り方検討	新規	現状分析・ アンケート設計	アンケート調査・ 分析	地域福祉活動 助成の見直し	評価	評価
共同募金運動と 地域福祉推進強化 のための配分の 在り方の検討	新規	配分事業の 自己評価	二次配分の 運用見直し	歳末助け合い と一般配分の 整理	評価	継続

推進項目3 平常時から災害に強いまちづくりの推進

災害は、平常時からの備えが重要であるとともに、発災時には緊急的な対応と支援が求められます。とりわけ高齢者や障がい者、子育て世帯や外国人など災害時に特に支援が必要となる方のニーズに対応出来るように関係機関とのネットワーク体制の構築や地域全体で見守り、支援していく体制を強化していくとともに、災害ボランティアへの対応に関する訓練を実施します。

【取組内容】

①災害時の協力体制の構築(新規)

- ・災害が起きた時に、高齢者や障がい者などいわゆる災害弱者のニーズに対応出来るように、関係機関及び団体との連携体制を構築するとともに、名張青年会議所や名張商工会議所青年部と「災害時ボランティア支援」の協定を結んだことから、これらの団体と連携した訓練を実施します。
- ・学校や企業、福祉施設等との連携を図り、人材や知識、情報などの資源を活用するとともに、災害ボランティアの事前登録者の増加につなげます。

②災害ボランティアセンターの運営(強化)

- ・高齢者や障がい者等災害時要支援者に対する支援をはじめ、実際に災害が起きたときのニーズを想定しながら、災害ボランティアセンターの運営や災害ボランティアへの対応に関する訓練を実施します。
- ・災害ボランティア運営委員会を設置し、災害ボランティア活動についての調査、研究及び研修を実施します。

③「抜け・漏れ・落ち」のない支援にむけた受援体制づくり(強化)

- ・被災状況の把握とニーズへの対応においてとるべき事項や、訓練により明らかになった課題について、予めマニュアルにおいて整備し、訓練、評価、見直しを繰り返し、「抜け・漏れ・落ち」のない受援体制を整備します。

【評価指標】

項目	現状値 平成31(2019)年 3月末	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
災害ボランティア センター運営訓練	新規	名張市 危機管理室 意見交換会	災害ボランティア センター 運営訓練	見直し訓練	見直し訓練	見直し訓練
災害ボランティア 登録者数	49人	80人	100人	120人	150人	200人

重点事業 3

地域福祉でつながりを実感できるセーフティネット体制の推進

(なばり暮らしあんしんセンター事業)

現状と課題

- 名張市においては、複合的な課題や狭間の課題解決に向けて、「名張市地域福祉教育総合支援システム」がスタートし、各分野の関係機関から一歩踏み出した支援を引き出す分野を越えた支援体制が構築され、多機関協働による取り組みが進められてきました。
- 「なばり暮らしあんしんセンター」が、生活困窮者や権利擁護の支援の必要のある人を早期に発見し、包括的な支援を行っていくためには、地域における様々な分野の社会資源との連携が必要であり、公的部門のみで対応出来ない場合には、インフォーマルな支援も含め、関係機関・民間団体との緊密な連携を図ることが求められています。
- 生活困窮者は、社会とのつながりが弱いため、参加の場、働く場を必要としていることが多く、関係機関・民間団体の協力を得て就労体験等の機会を増やすことが求められています。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で親族との関係が希薄な世帯が増えるなか、今後認知症の増加も見込まれることから、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、権利擁護に関する理解者や福祉サービスの利用支援に当たる人材の確保が課題となっています。
- 日常生活自立支援事業の利用者が年々増加していることから、この支援に関わる専門員及び生活支援員の確保及び育成が課題となっています。
- 成年後見制度の利用を必要とする人が年々増加するなか、第三者後見人が不足している状況にあります。本会は、「適切な後見人候補者がいない」などの要請に応えるため法人後見事業に取り組んできました。今後は、法人後見の受任を拡充するだけでなく、必要な人が成年後見制度を適切に利用し、法人後見を継続的に担うことのできる仕組みづくりを検討することが求められています。

推進項目 1 相談支援体制の強化の取組

社会的に孤立しているために、失業や病気等で困窮状態に至ってしまう危険性がある人に対し、早期に、かつ、予防的な対応を行うための相談支援体制の強化に取り組みます。

【取組内容】

①名張市地域福祉教育総合支援システムにおけるエリアディレクターとの連携による生活困窮者等の早期発見、初期対応の強化(新規)

- ・「地域包括支援センター（まちの保健室）」との連携強化（情報共有）を図り、生活困窮者の相談を早期に受け、対応する体制を整備します。
- ・名張市地域福祉教育総合支援システムを活用し、複雑な課題を抱える世帯に対し「高齢、障がい、児童、教育、生活困窮」の各エリアディレクターと連携し、情報共有を図りながら課題解決に取り組みます。

②生活困窮者自立支援事業と権利擁護事業等との一体的実施によるセーフティネット体制の推進強化(強化)

- ・多様化、複雑化する課題に対応し、解決出来るように、支援の要として機能するために専門職（インテークワーカー）を配置します。
- ・生活困窮者自立支援事業（福祉資金貸付事業含む）と権利擁護事業等を一体的に実施することにより、幅広い相談支援を展開し、「暮らしあんしんセンター」においてセーフティネット体制の推進強化を図ります。

【評価指標】

項目	現状値 平成31(2019)年 3月末	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
エリアディレクター等 との情報交換会の 開催回数(回)	年1回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
専門職 (インテークワーカー) の配置	新規	育成	1名	1名	1名	1名

推進項目 2 住民等と進める個別支援の取組

制度の狭間等で、必要な支援に結びついていない人を住民の気付きを生かして早期に発見し、専門職による支援につなげ、住民とともに、その人らしい居場所と役割を見出して、暮らしていくように理解者、協力者の拡充に取り組みます。

【取組内容】

①「なばり暮らしあんしんセンター」事業の普及啓発による理解者・支援者の増強(強化)

- ・理解者・支援者を増やすためには、事業の目的や必要性を広く周知とともに、事業を理解してもらうことが重要であることから、SNSや様々なメディアを活用し、きめ細やかな事業周知を行い対象者の把握に努めます。
- ・住民にわかりやすいように、社協ホームページや社協だより“ほほえみ”への掲載には事業内容がイメージしやすいよう工夫します。また、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア団体等多様な関係者・関係機関とのネットワークを生かした事業・活動を展開します。

②就労支援(就労体験・就労準備支援事業)を通じた協力事業所の拡充(継続)

- ・直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対し、段階的に就労につなぐ支援を実施するためには、就労意欲を喚起することが重要であることから、基本的な生活習慣の習得や就労に参加する場(働く場)として、名張商工会議所や更生保護協力雇用主会等の協力のもと就労支援協力事業所の拡充を図ります。

【評価指標】

項目	現状値 平成31(2019)年 3月末	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
SNSによる 事業啓発	なし	開設	継続	評価見直し	継続	継続
就労準備支援者数 (実人員)	4人	5人	5人	15人	15人	15人
協力事業所数	8箇所	10箇所	15箇所	20箇所	25箇所	30箇所
生活困窮者 自立件数	6件	8件	10件	12件	14件	16件

推進項目3 地域で進める権利擁護の取組

判断能力が不十分なことにより、自分らしい生活を送る上で大切なことを決めたり、主張したり、実現することが出来ない高齢者や障がい者の権利が守られるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者がメリットを実感出来る体制を整備します。

【取組内容】

①法人後見受任体制の拡充・強化(強化)

- ・名張市では、第三者後見人(担い手)不足が深刻なことから、法人後見の特性である複数人体制で、その人らしく地域で生活できるよう、特に意思決定支援・身上保護面を重視した後見活動が出来る体制づくりに取り組みます。専門職の専門性向上にとどまらず、法人後見支援員の研修と実務を通し、価値・知識・技術の向上を図ります。
- ・法人後見専門員と法人後見支援員と役割分担を確立し、法人後見受任体制の拡充・強化につなげます。

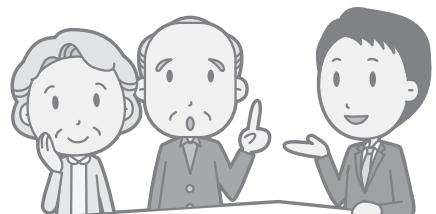
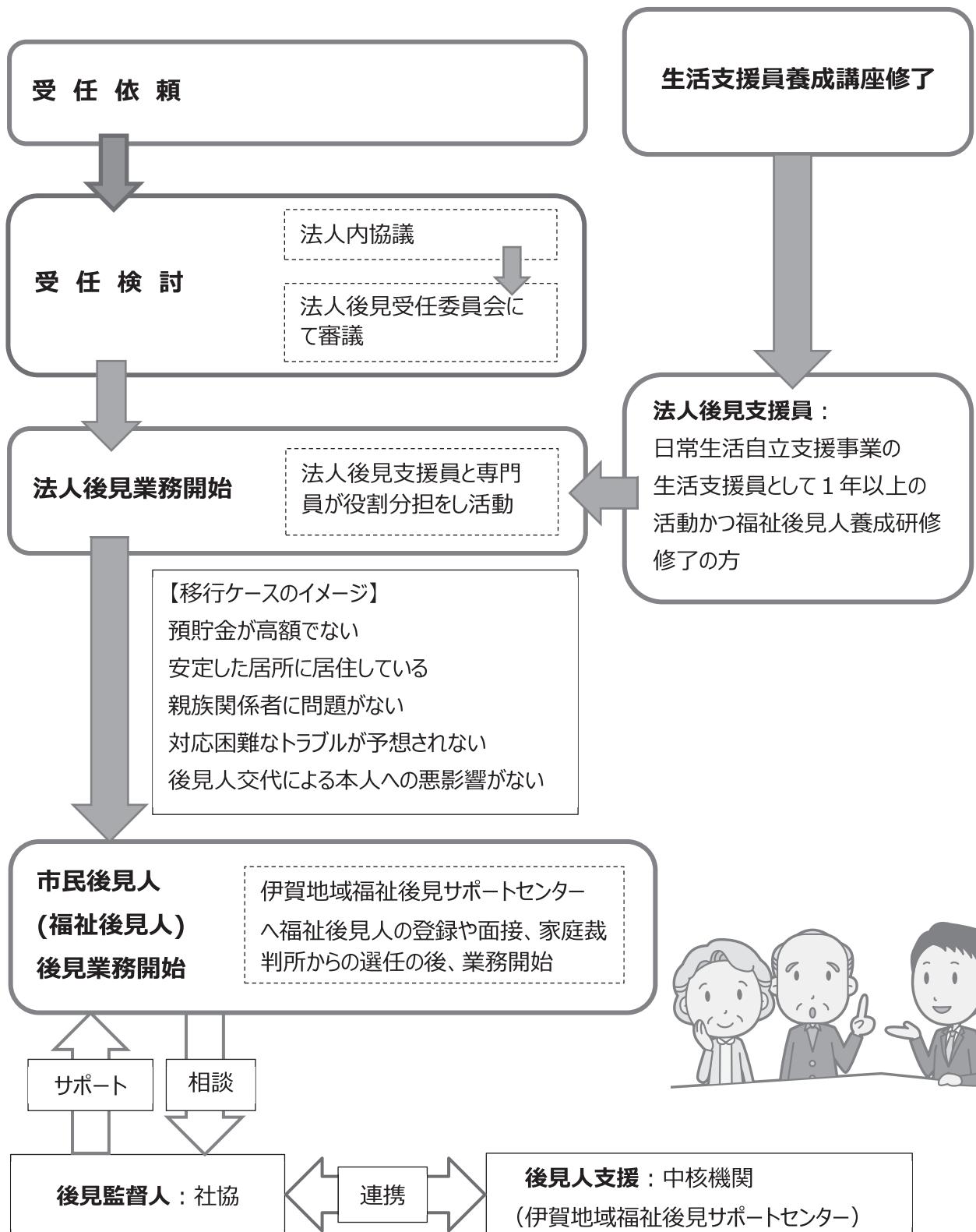
②市民後見人(福祉後見人)へのリレー方式を目指した生活支援員、法人後見支援員の養成(新規)

- ・日常生活自立支援事業の生活支援員養成講座の広報方法を見直し、生活支援員希望者の確保に努めます。日常生活自立支援事業生活支援員で1年以上活動後、市民後見人(福祉後見人)養成研修修了者が市民後見人(福祉後見人)として活躍する自信が持てるよう、本会の法人後見支援員として実務経験を重ねることが出来る体制を整備します。
- ・本会が受任している被後見人等を市民後見人(福祉後見人)へリレーし、その後の体制として本会が後見監督人等になり、必要な人が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりに取り組みます。また、後見人支援機能を持つ中核機関とも情報共有しながら市民後見人(福祉後見人)の活動をサポートします。

※リレー方式：法人後見で受任していた被後見人等を市民後見人(福祉後見人)が引き継いで受任すること。(成年後見人等交代)

【評価指標】

項目	現状値 平成31(2019)年 3月末	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
生活支援員 活動者数	22人	25人	27人	30人	33人	35人
法人後見 受任数	6人	7人	10人	12人	15人	20人
法人後見 支援員数	4人	6人	6人	7人	9人	10人



図：名張市社協版リレー方式

第4次名張市地域福祉活動計画 施策体系図

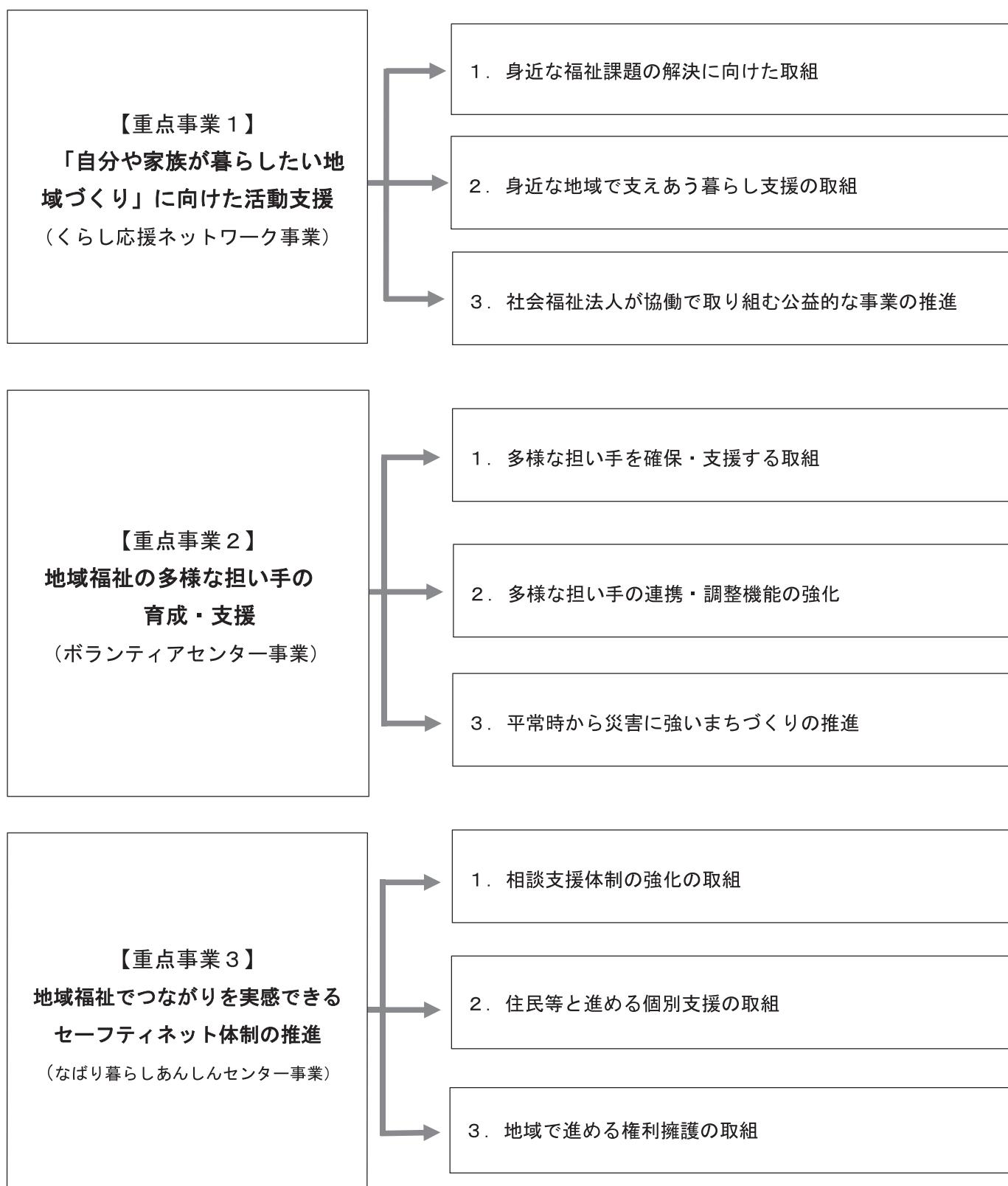
基本
理念

誰もが 住み慣れたまちで
安心して 自分らしく 暮らせる 福祉のまちづくり

第4章

重点事業

推進項目



ともに生きる豊かな“なばり”をめざして

取組み内容（第4次）

- 地域の課題解決に向けた取組支援（継続）
- 地域づくり組織の福祉部会等への活動支援（新規）
- 子どもが地域で安心して過せる居場所（拠点）づくり支援（新規）

- 地域ささえあい活動団体等への支援強化（強化）
- 安心して暮らすための見守り体制の強化（継続）

- 社会福祉法人間における情報交換と連携の強化（強化）

- “わかりやすい・楽しめる”ボランティア養成講座の開催（強化）
- 地域福祉活動の中心的な役割を担うキーパーソンのための研修企画・実施（新規）
- 活動者を対象としたスキルアップ研修、交流会の実施（継続）
- 福祉教育の充実と推進（強化）
- 地域福祉活動実践の発表やボランティアの活動の場づくり（継続）

- 地域の助け合い活動の拡充支援（継続）
- 地域福祉活動を行う団体などへの助成・支援（強化）
- 共同募金運動と地域福祉推進強化のための配分の在り方の検討（新規）

- 災害時の協力体制の構築（新規）
- 災害ボランティアセンターの運営（強化）
- 「抜け・漏れ・落ち」のない支援に向けた受援体制づくり（強化）

- 名張市地域福祉教育総合支援システムにおけるエリアディレクターとの連携による生活困窮者等の早期発見、初期対応の強化（新規）
- 生活困窮者自立支援事業と権利擁護事業等との一体的実施によるセーフティネット体制の推進強化（強化）

- 「なばり暮らしあんしんセンター」事業の普及啓発の推進による理解者・支援者の増強（強化）
- 就労支援（就労体験・就労準備支援事業）を通じた協力事業所の拡充（継続）

- 法人後見受任体制の拡充・強化（強化）
- 市民後見人（福祉後見人）へのリレー方式を目指した生活支援員、法人後見支援員の養成（新規）